

企画競争実施の公示

平成 21 年 4 月 16 日
国土交通省都市・地域整備局長 加藤 利男



下記のとおり、企画提案書の提出を求めます。

記

1 業務概要

- (1) 業務名 地元発意型の都市計画制度活用の推進に関する調査検討業務
(2) 業務の目的

地元発意により都市計画制度を活用したまちづくりを推進するため、都市計画提案による地区計画等や都市計画に関する契約・協定に係る実態調査等、各種データ収集及び分析を行う。

(3) 業務内容

- (1) 都市計画に関する多様な主体の参加ニーズの把握・整理
① 土地利用計画制度の活用状況の概況を整理の上、都市計画提案による地区計画等地元発意による都市計画に着目して、その活用実態（計画決定後のまちづくりの状況等を含む。）を把握・整理。
② ヒアリング、アンケート調査等により、都市計画に関する多様な主体の参加ニーズを把握・整理。
③ ①②を踏まえ、多様な主体により都市計画制度を活用したまちづくりを推進するために求められる事項を抽出。
- (2) 都市計画に関する契約・協定の活用実態調査
① 都市計画に関する任意の契約・協定の活用実態（契約・協定締結後の履行の担保状況等を含む。）を把握・整理。
② 開発許可により整備された施設に関する維持・管理実態を把握・整理。
③ ①②を踏まえ、現状の都市計画に関する任意の契約・協定や開発許可後の施設の維持・管理等に関する課題等を整理。
④ 海外における都市計画に関する契約・協定制度の運用状況等を整理。
⑤ ①から④を踏まえ、都市計画の決定事項ではなく契約・協定の内容に位置付けるべき事項を抽出。
- (3) 地方自治体による都市計画についての透明性担保方策のあり方の検討
① 地方自治体の都市計画に関する事前明示性の担保措置（運用基準の公開等）の現状を把握した上で、地元発意による都市計画制度の活用を促進、円滑化するために行政側に求められる事項を抽出。
② (2) も踏まえ、とくに都市計画に関する契約・協定の運用において、その

透明性の担保のために必要と考えられる措置（契約・協定内容の公開、契約・協定対象範囲の明示等）を整理。

（4）契約・協定制度等、地元発意型の都市計画制度のあり方の検討

- ① 契約・協定制度等、地元発意により都市計画制度を活用したまちづくりを実現する仕組みのあり方について検討。

（4）履行期限 平成22年3月19日（金）を予定

2 企画競争参加資格要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

（1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

（2）国土交通本省における役務の提供等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（3）国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと

（4）業務執行体制に関する要件

本業務を円滑に遂行できる体制を有していること。

（5）業務実績に関する要件

地区計画によるまちづくりに関する調査検討業務に携わった実績があること。

3 手続等

（1）担当部局

〒100-8919 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省都市・地域整備局都市計画課（担当）恵崎

電話 03-5253-8111（内線：32-653）

ファクシミリ 03-5253-1590 電子メール ezaki-t2xc@mlit.go.jp

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

①期間 平成21年4月16日から平成21年5月12日まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

説明書の交付を希望する場合は、予め（1）の担当まで事前連絡を行うこと。

（3）企画提案書の提出期限、場所及び方法

①期限 平成21年5月12日18時00分まで

②場所 上記担当部局

③方法 上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System一太郎2004」「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Adobe Acrobat Reader4.0」の形式に限る。

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。

（4）企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

提出された企画書について、必要に応じてヒアリングを実施する。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、電子媒体で提出があったものは原則データを削除し、紙媒体で提出されたものは、原則細断処分する。なお、返却を希望する場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 詳細は説明書による。